

Weekly Report

第678号
令和4年12月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和5年度税制改正大綱(主な個人関連)

◎NISAの拡充・恒久化……令和6年から、現行のNISA制度を一本化し、一定の投資信託等を投資対象とした「つみたて投資枠」と、上場株式等にも投資できる「成長投資枠」を設けた新制度とするとともに、非課税保有期間を無期限化し、制度を恒久的な措置とします。年間投資上限額は360万円(つみたて投資枠120万円+成長投資枠240万円)、生涯にわたる非課税限度額は1800万円(うち成長投資枠は1200万円まで)となります。

◎相続時精算課税の見直し……同制度の選択後は贈与の都度申告が必要ですが、令和6年から基礎控除を創設し110万円以下の贈与は申告不要とします。

◎暦年課税における生前贈与加算の期間延長……現行、相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与は相続財産に加算しますが、加算期間を相続開始前「7年以内」に延長します。令和6年以後の贈与で取得した財産に係る相続税に適用されるため、令和9年以後の相続から3年超の加算期間となります。

◎防衛力強化に係る財源確保のために措置(所得税・たばこ税の部分)……わが国の防衛力強化のため、法人税、所得税、たばこ税について税制措置が講じられます。所得税では、所得税額に対して税率1%の新たな付加税を課すとともに、復興特別所得税の税率を1%下げて課税期間を延長します。また、たばこ税は1本あたり3円の引上げを段階的に行います。施行時期は未定です(令和6年以降)。

◎その他……*スタートアップ支援税制の創設、
*極めて高い水準の所得に対する負担の適正化、
*教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の延長、など。

令和3年分の相続税の課税割合は9.3%

相続税は、亡くなった被相続人から相続等により取得した財産の課税価格(債務等を控除し、相続前3年以内の贈与等を加算)が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税され、相続人は相続の開始を知った日の翌日から10ヵ月以内に申告する必要があります。

国税庁が公表した「令和3年分相続税の申告実績」によると、令和3年分の被相続人143万9856人(前年比4.9%増)のうち、相続税の課税対象は13万4275人(同11.6%増)で、課税割合は9.3%(同0.6ポイント増)となりました。なお、課税対象となった被相続人1人当たりの課税価格は1億3835万円、税額は1819万円でした。

給与所得者でも確定申告が必要となる方は

令和4年分の所得税の確定申告期間は、令和5年2月16日～3月15日です。年末調整により大部分の給与所得者は確定申告の必要はありませんが、*給与収入が2千万円超の方、*給与所得や退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方などは確定申告をしなければなりません。

また、確定申告が不要な方でも、年末調整では適用できない医療費控除や雑損控除、寄附金控除などは還付申告をすることで控除を受けられます(還付申告書は1月から提出できます)。